

著作権法の一部を改正する法律 (令和8年改正) の概要

文化庁著作権課

I はじめに

第221回特別国会に提出された「著作権法の一部を改正する法律案」が、令和8年6月17日に可決・成立し、同月24日に「著作権法の一部を改正する法律」（令和8年法律第48号。以下「本改正法」という。）として公布された。同法は、実演家及びレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、音楽CDや配信音源等の商業用レコード¹に録音されている実演又はそのレコードに係る音の再生及び伝達に関する実演家又はレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める等の措置を講ずるものである。

本改正法の主な改正内容は、(1)商業用レコードに録音されている実演の再生及び伝達に係る実演家の二次使用料を受ける権利並びに商業用レコードの再生及び伝達に係るレコード製作者の二次使用料を受ける権利（以下「レコード演奏・伝達権」と総称する。）の創設と、(2)指定団体による二次使用料規程の作成及び協議・裁定等の仕組みの整備である。

本改正法の施行日は、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。施行までの間に、レコード演奏・伝達権に係る二次使用料の徴収・分配等を担う

団体の指定や、当該団体によるレコード演奏・伝達権に係る二次使用料の額等を記載した二次使用料規程の作成、当該二次使用料規程に係る利用者等との協議等の準備行為が進められる予定であり、これらにより二次使用料の額等の詳細が決まることとなる。

したがって、本稿においては、本改正法の概要を中心に述べることとする。

なお、以下の解説において、新法〇条とあるのは、本改正法による改正後の著作権法（昭和45年法律第48号）の条項を示し、単に法〇条とあるのは、本改正法による実質的な改正がない著作権法の条項を示す。

II 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

レコード演奏・伝達権については、142か国・地域で導入（部分的な導入も含む。）されており、OECD諸国では日本と米国を除く36か国で導入されている²。近年では、韓国、中国、シンガポールといった近隣諸国においても導入が進んでいる。

我が国においては、現行著作権法の制定時において、社会的影響の大きさや、実演家及びレ

1 送信可能化されたレコードを含む。以下同じ。

2 各数値は令和8年3月時点のもの。